

入札参加申請書等の押印の廃止にかかる取り扱いについて

現在公開中の下記入札については、旧様式を掲載していますが、令和3年1月1日以降の申請分から、下記のとおり押印不要の取扱いとしますので、ご注意ください。

2 入札第 155 号

2 入札第 169 号 ～ 第 178 号

うち、申請者の押印を不要とする書類

調達様式第 4 号 「同等品承認願」

調達様式第 5 号 「応札品承認願」

調達様式第 6 号 「質問書」

調達様式第 11 号 「一般競争入札参加申請書」

※ 必ず、登録番号を記載願います。

なお、委任状及び入札書（見積書）の印は、従来どおり省略できませんので、
ご注意ください。